

旭川医科大学における研究者教育の実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年9月24日学長裁定)

旭川医科大学における研究者教育の実施要項の一部を改正する要項

旭川医科大学における研究者教育の実施要項（平成29年3月29日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要項において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 人を対象とする<u>生命科学・医学系研究に関する講習</u> 人を対象とする<u>生命科学・医学系研究に関する倫理指針</u>（令和3年3月23日 文部科学省 厚生労働省 <u>経済産業省</u>）において定められている教育・研修で、研究活動に関して一般的に遵守すべき各種規則に加えて研究活動における不正行為や研究活動に係る利益相反等を含んだ教育・研修並びに人を対象とする<u>生命科学・医学系研究</u>に必要となる特別な技術や知識等に係る教育・研修</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(研究者教育)</p> <p>第3 全ての研究者等は研究倫理講習を受講するものとする。</p> <p>2 全ての研究者等及び公的研究費の使用に関わる役職員は、公的研</p>	<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要項において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 人を対象とする<u>医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究</u>に関する講習 人を対象とする<u>医学系研究に関する倫理指針</u>（平成26年12月22日 文部科学省 厚生労働省）<u>及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針</u>（平成13年3月29日 文部科学省 厚生労働省 <u>経済産業省</u>）において定められている教育・研修で、研究活動に関して一般的に遵守すべき各種規則に加えて研究活動における不正行為や研究活動に係る利益相反等を含んだ教育・研修並びに人を対象とする<u>医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究</u>に必要となる特別な技術や知識等に係る教育・研修</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(研究者教育)</p> <p>第3 全ての研究者等は研究倫理講習を受講するものとする。</p> <p>2 全ての研究者等及び公的研究費の使用に関わる役職員は、公的研</p>

究費の使用に関する講習を受講するものとする。

- 3 人を対象とする生命科学・医学系研究を実施する研究者等は、研究を開始する前及び研究期間中も継続して、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する講習を受講するものとする。

4・5 (略)

(略)

附 則

この要項は、令和3年9月24日から実施し、改正後の旭川医科大学における研究者教育の実施要項は、令和3年6月30日から適用する。

【改正理由】

令和3年3月23日付で「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が新たに制定されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

究費の使用に関する講習を受講するものとする。

- 3 人を対象とする医学系研究又はヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する研究者等は、研究を開始する前及び研究期間中も継続して、人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習を受講するものとする。

4・5 (略)

(略)